

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八戸市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

八戸市長

公表日

令和7年5月23日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	国民健康保険については、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、八戸市国民健康保険条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)(平成25年法律第27号)の定めるところにより事務を執り行う。 国民健康保険税については、地方税法(昭和25年法律第226号)、八戸市国民健康保険税条例及び番号法の定めるところにより事務を執り行う。 (1)国民健康保険法による被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出をいう。以下同じ。)の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 (2)国民健康保険法による被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務((1)に掲げるものを除く。) (3)国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務 (4)国民健康保険法第44条第1項の一部負担金に係る措置に関する事務 (5)国民健康保険法第63条の2の一時差止めに関する事務 (6)地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務のうち、国民健康保険税に関する事務
③システムの名称	(1)保険税賦課システム (2)資格管理システム (3)給付システム (4)税総合システム(宛名機能、個人住民税機能、収納機能、滞納整理機能) (5)団体内統合宛名システム (6)中間サーバ (7)次期国保総合システムおよび情報集約システム (8)医療保険者等向け中間サーバー等

2. 特定個人情報ファイル名

- (1)国民健康保険税賦課ファイル
- (2)国民健康保険資格ファイル
- (3)国民健康保険給付ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の24の項及び44の項 ・番号法第9条第2項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第16条及び第24条 ・八戸市個人番号の利用に関する条例第四条及び別表第二 ＜オンライン資格確認業務＞ ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表 項番44 ・番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 ・住民基本台帳法第30条の9 別表第1項第73の2(J-LIS照会による本人確認)
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (主務省令情報提供の根拠) 1. 2. 3. 5. 6. 13. 16. 19. 27. 38. 42. 48. 56. 65. 69. 83. 87. 111. 115. 125. 126. 131. 137. 141. 145. 158. 161. 164. 165. 166. 173の項 (主務省令情報照会の根拠) 48. 69. 70. 71の項 <オンライン資格確認業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認のために機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	八戸市 市民環境部 国保年金課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	八戸市 総務部 総務課 情報公開グループ 〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号 0178-43-2111 内線3011
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	八戸市 市民環境部 国保年金課 国保税グループ 〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号 0178-43-2111 内線5526
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なでない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

[illegible]

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	(1)税総合システム(国民健康保険システム) (2)国保高額療養費システム (3)税総合システム(宛名システム、個人住民税システム、収納システム、滞納整理システム) (4)団体内統合宛名システム (5)中間サーバ	(1)税総合システム(国民健康保険システム) (2)国保高額療養費システム (3)税総合システム(宛名機能、個人住民税機能、収納機能、滞納整理機能) (4)団体内統合宛名システム (5)中間サーバ (6)次期国保総合システムおよび情報集約システム	事前	
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	柴田 義弘	藤田 耕次	事後	その他の項目での変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求連絡先	〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号 八戸市庁 総務部 総務情報管理室 情報公開グループ 0178-43-2111	〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号 八戸市 総務部 総務課 情報公開グループ 0178-43-2111 内線3011	事後	その他の項目での変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号 八戸市庁 市民健康部 国保年金課 国保税グループ 0178-43-2111	〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号 八戸市 健康部 国保年金課 国保税グループ 0178-43-2111 内線5526	事後	その他の項目での変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年1月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	1万人以上10万人未満 平成27年4月1日 時点	10万人以上30万人未満 平成29年1月1日 時点	事後	その他の項目での変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年3月22日	II しいき値判断項目 2. 取扱い者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成29年3月22日 時点	事後	その他の項目での変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	藤田 耕次	保坂 高弘	事後	その他の項目での変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保坂 高弘	課長	事後	その他の項目での変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和2年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号 八戸市 健康部 国保年金課 国保税グループ 0178-43-2111 内線5526	〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号 八戸市 市民防災部 国保年金課 国保税グループ 0178-43-2111 内線5526	事後	その他の項目での変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和2年12月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	八戸市 市民防災部 国保年金課	八戸市 国保年金課	事前	
令和2年12月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	(1)税総合システム(国民健康保険システム) (2)国保高額療養費システム (3)税総合システム(宛名機能、個人住民税機能、収納機能、滞納整理機能) (4)団体内統合宛名システム	(1)保険税賦課システム (2)資格管理システム (3)給付システム (4)税総合システム(宛名機能、個人住民税機能、収納機能、滞納整理機能)	事前	
令和2年12月1日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	(1)国民健康保険資格賦課ファイル (2)国民健康保険管理給付ファイル	(1)国民健康保険税賦課ファイル (2)国民健康保険資格ファイル (3)国民健康保険給付ファイル	事前	
令和2年12月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	(1)保険税賦課システム (2)資格管理システム (3)給付システム (4)税総合システム(宛名機能、個人住民税機能、収納機能、滞納整理機能)	(1)保険税賦課システム (2)資格管理システム (3)給付システム (4)税総合システム(宛名機能、個人住民税機能、収納機能、滞納整理機能)	事前	
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	その他の項目での変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	八戸市 市民防災部 国保年金課	八戸市 市民環境部 国保年金課	事後	その他の項目での変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号 八戸市 市民防災部 国保年金課 国保税グループ 0178-43-2111 内線5526	〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号 八戸市 市民環境部 国保年金課 国保税グループ 0178-43-2111 内線5526	事後	その他の項目での変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年12月1日	表紙 特記事項	本評価書の記載項目のうち、国保総合(国保集約)システム及び医療保険者向け中間サーバ等に関する項目は、令和3年3月に開始予定のオンライン資格確認に伴う記載であり、国民健康保険市町村事務処理標準システムの改修版が適用される令和2年12月1日時点の予定内容を記載している。	なし	事後	その他の項目での変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	(1) 番号法 第9条第1項 別表第一の16の項及び30の項 (2) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第16条及び第24条	・番号法第9条第1項 別表第一の16の項及び30の項 ・番号法第9条第2項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第16条及び第24条 ・八戸市個人番号の利用に関する条例第四条及び別表第二	事後	別紙移転先一覧に記載していた根拠法令の追記であり、リスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更には当たらない
令和5年12月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 (続き)		<オンライン資格確認業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	重点項目評価書の内容に合わせての追記であり、リスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更には当たらない
令和5年12月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二情報提供の根拠) 1. 2. 3. 4. 5. 9. 12. 15. 17. 22. 26. 27. 30. 33. 39. 42. 46. 58. 62. 78. 80. 87. 88. 93. 97. 106. 109. 120の項(別表第二情報照会の根拠) 27. 42. 43. 44の項	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二情報提供の根拠) 1. 2. 3. 4. 5. 9. 12. 15. 17. 22. 26. 27. 30. 33. 39. 42. 46. 58. 62. 78. 80. 87. 88. 93. 97. 106. 109. 120の項(別表第二情報照会の根拠) 27. 42. 43. 44. 121の項	事前	
令和5年12月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 (続き)	番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(情報提供の根拠) 1. 2. 3. 4. 5. 8. 19. 20. 25. 33. 43. 44. 46. 49. 53条(情報照会の根拠) 20. 25. 26条	番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(情報提供の根拠) 1. 2. 3. 4. 5. 8. 10の2. 11の2. 12の3. 15. 19. 20. 22の2. 24の2. 25. 31の2の2. 33. 41の2. 43. 44. 46. 49. 53. 55の2. 59の3の条(情報照会の根拠) 20. 25. 25の2. 26. 59の4の条	事後	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二に対応する主務省令の記載であり、リスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更には当たらない
令和5年12月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	その他の項目での変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年12月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱い者数 いつ時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	その他の項目での変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年5月8日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<オンライン資格確認業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	<オンライン資格確認業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 ・住民基本台帳法第30条の9 別表第1項第73の2(J-LIS照会による本人確認)	事後	(理田)どりまとめ機関が、オンライン資格確認のために、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行うための特定個人情報ファイルについて、J-LISへの照会により個人番号点検を実施すること
令和6年5月8日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二情報提供の根拠) 1. 2. 3. 4. 5. 9. 12. 15. 17. 22. 26. 27. 30. 33. 39. 42. 46. 58. 62. 78. 80. 87. 88. 93. 97. 106. 109. 120の項(別表第二情報照会の根拠) 27. 42. 43. 44. 121の項	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二情報提供の根拠) 1. 2. 3. 4. 5. 9. 12. 15. 17. 22. 26. 27. 30. 33. 39. 42. 46. 58. 62. 78. 80. 87. 88. 93. 97. 106. 109. 120の項(別表第二情報照会の根拠) 27. 42. 43. 44の項	事前	
令和6年11月6日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の16の項及び30の項 ・番号法第9条第2項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第16条及び第24条 ・八戸市個人番号の利用に関する条例第四条及び別表第二 <オンライン資格確認業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 ・住民基本台帳法第30条の9 別表第1項第73の2(J-LIS照会による本人確認)	・番号法第9条第1項 別表の24の項及び44の項 ・番号法第9条第2項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第16条及び第24条 ・八戸市個人番号の利用に関する条例第四条及び別表第二 <オンライン資格確認業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表 項番44 ・番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 ・住民基本台帳法第30条の9 別表第1項第73の2(J-LIS照会による本人確認)	事後	その他の項目での変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月6日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二情報提供の根拠) 1. 2. 3. 4. 5. 9. 12. 15. 17. 22. 26. 27. 30. 33. 39. 42. 46. 58. 62. 78. 80. 87. 88. 93. 97. 106. 109. 120の項(別表第二情報照会の根拠) 27. 42. 43. 44の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (情報提供の根拠) 1. 2. 3. 4. 5. 8. 10の2. 11の2. 12の3. 15. 19. 20. 22の2. 24の2. 25. 31の2の2. 33. 41の2. 43. 44. 46. 49. 53. 55の2. 59の3の条 (情報照会の根拠) 20. 25. 25の2. 26. 59の4の条 <オンライン資格確認業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認のために機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (主務省令情報提供の根拠) 1. 2. 3. 5. 6. 13. 16. 19. 27. 38. 42. 48. 56. 65. 69. 83. 87. 111. 115. 125. 126. 131. 137. 141. 145. 158. 161. 164. 165. 166. 173の項 (主務省令情報照会の根拠) 48. 69. 70. 71の項 <オンライン資格確認業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認のために機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	その他の項目での変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年11月6日	8. 人手を介在させる作業		人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か [十分である] 判断の根拠 ①「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)の次留意事項等を遵守している。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で 記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。 ・複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこと。 ・更新時には、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認すること。 ② 特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	事後	その他の項目での変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。